

人と交わり、緑と話すまちづくり

阿見吉原

土地区画整理事業

A M I Y O S H I W A R A

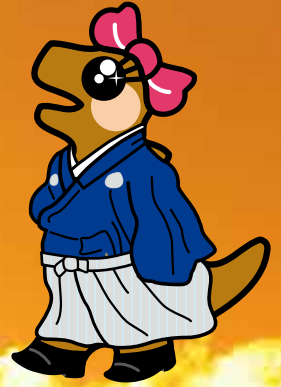
平成26年 冬号

VOL. 22

まちづくり

NEWS ニュース

～ 楽しくなってきたね! ~
Ami☆Yoshiのまち～



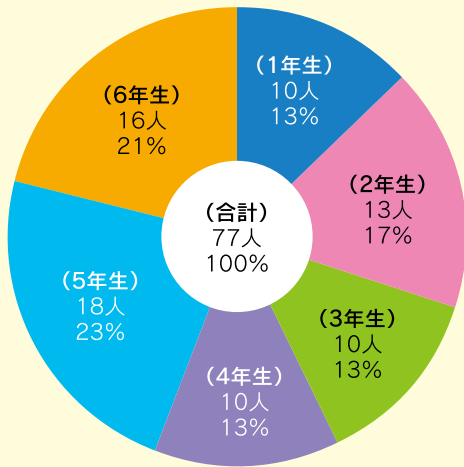
公園部会～公園名称の決定まで～

公園部会は、公園整備を地域住民と一緒に考える目的で設置された阿見吉原地区まちづくり推進協議会に基づく組織です。平成24年度に街区公園1、2の整備の方向性を決定し、今年度は10月19日(土)と12月21日(土)に部会を開催し、主な利用者となる吉原小学校の児童の皆さんにアンケートをおこない、その結果を参考に公園名称の決定に至りました。



アンケート対象者

●吉原小学校の児童(投票者数:77名)



アンケート期間

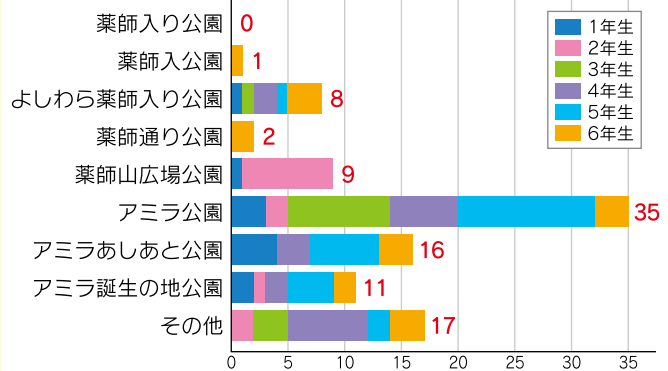
●平成25年11月6日(水)～11月20日(水)
計 14日間

吉原小学校のみなさん、
ありがとうございました。



アンケート結果 (複数回答可)

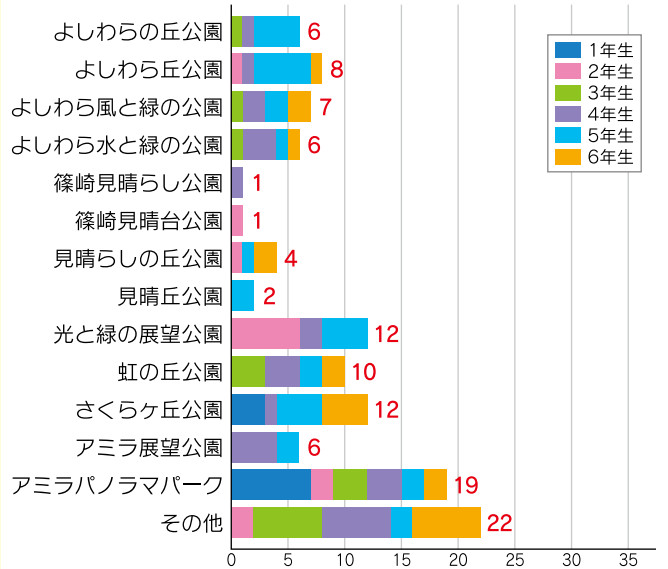
●街区公園1



【その他意見】

・アミラパーク ・薬師山公園
・シバザクラ公園

●街区公園2



【その他意見】

・アミラ広場公園 ・吉原ふれあいの丘公園
・シダレザクラ公園

街区公園1はアミラの卵や足跡があることからアミラにちなんだ名前の票が多く、その他にも地名と字名を合わせたものや字名と施設を合わせた名前にも票が集まりました。

街区公園2は地名や公園のイメージに関する名前など票が分散し、その他にもアミラや地名、施設名がほぼ同一の得票数でした。

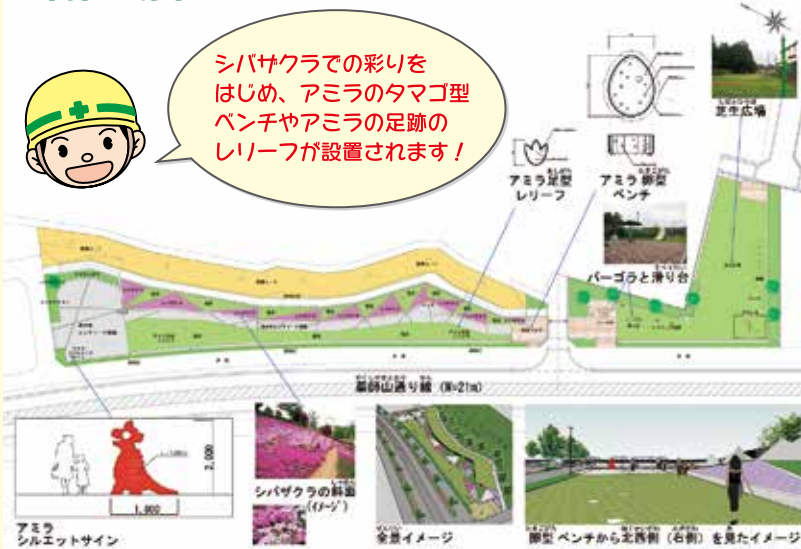
公園名称の決定

A M I Y O S H I A R A

公園の名前が決まりました！

2箇所の街区公園がまもなく使えるようになるため、地域の皆さんと公園名を決める検討会を行いました。その結果、2箇所の公園は以下の名称に決定しました。

●街区公園1



アミラ公園の票が多いけど、得票数だけで考えてよいのか。

小字名を残して子供たちに歴史を伝えていくことも大事では。



アンケートの結果と小字名を複合するのもよいのでは。



「アミラ薬師山公園」に決定！

●街区公園2



小字名の篠崎は残したいけれど、漢字だけの名前では固くなるね。



町の木が桜なのと公園のシンボルツリーもシダレザクラなので、「さくら」をつけてもいいと思う。

票の多かったさくらヶ丘と合わせるとバランスがいい。



「篠崎さくらヶ丘公園」に決定！

子供たちの意見と字名を組み合わせることで歴史を継承した新しい公園名が誕生しました！

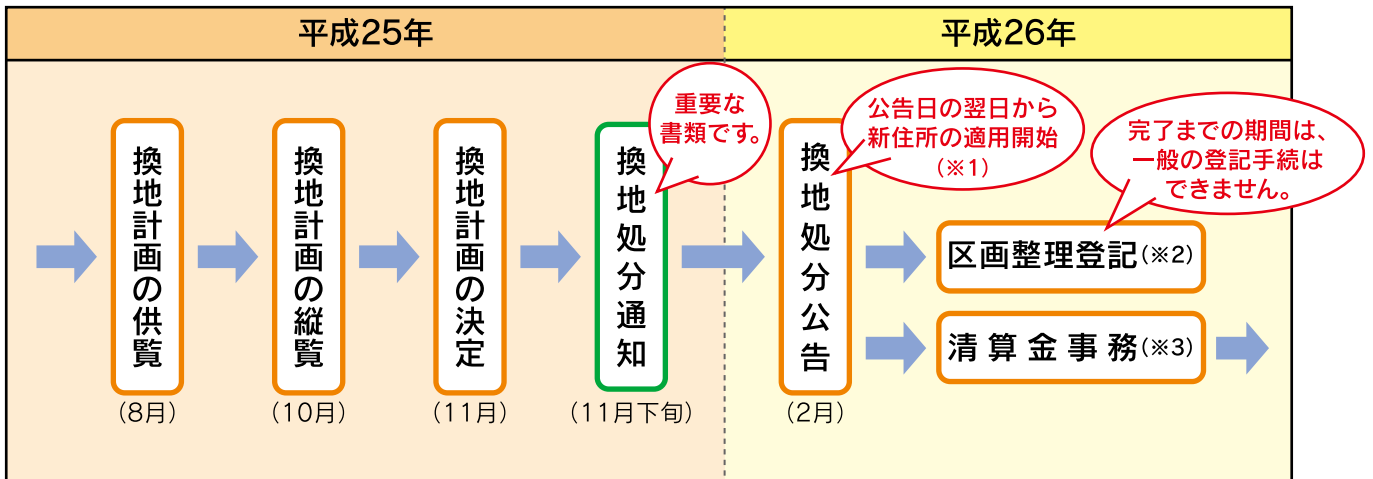
東工区：現在の進捗状況について

A M I Y O S H I W A R A

■換地処分に向けた今後のスケジュールについて

東工区は工事が概ね完了し、換地処分に向けて平成25年11月に換地計画の決定を行い、11月下旬に権利者の皆様に換地処分通知書を発送しました。

今後、「換地処分公告」として平成26年2月7日(金)に茨城県報に掲載される予定です。

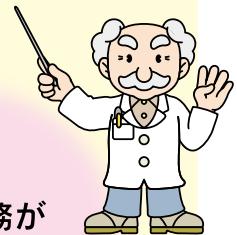


換地処分の公告がなされると

(※1)
翌日から
新しい住所が
適用になります。
「よしわら〇丁目〇番〇」

(※2)
登記簿が
書き換えられ、
新しくなります。

(※3)
清算事務が
始まります。



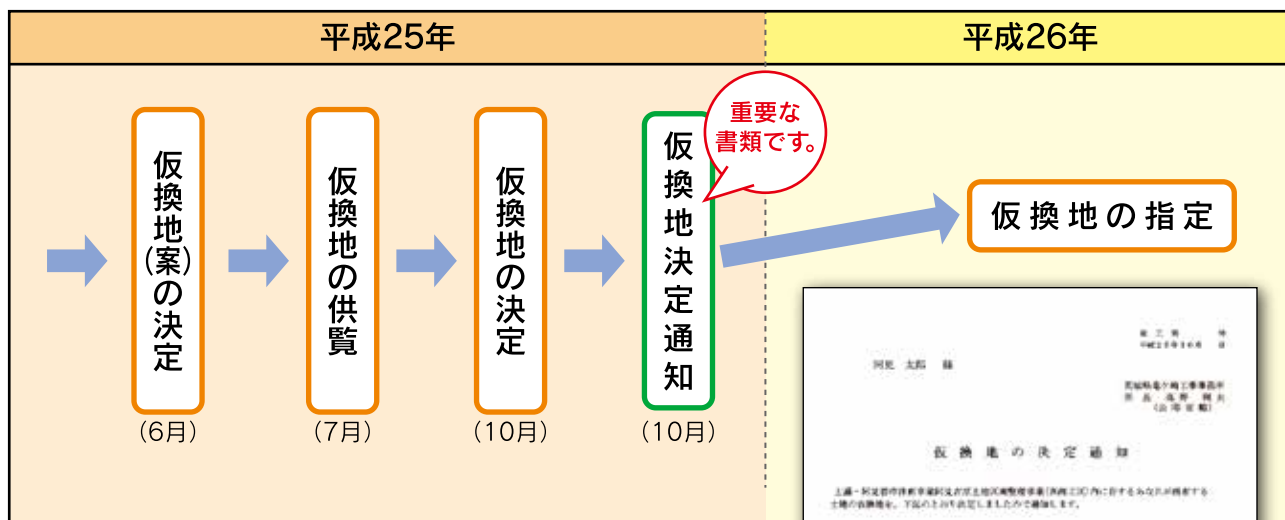
■皆様へお願い

換地処分通知とは、換地計画の内容(換地処分後の土地の地番、地目、登記面積、清算金等)を各権利者の皆様に通知する法的な書類です。この書類は、登記済証や登記識別情報(いわゆる権利証)とあわせて土地の権利を証する非常に重要な書類となりますので、大切に保管して頂きますようお願いいたします。

換地処分公告後は皆様には清算金の徴収・交付事務に関する書類を送付致します。その時点において引越し等により住所が変更となる方や長期出張等により発送先の住所を変更した方がいらっしゃいましたら、当事務所までご連絡ください。

西南工区：現在の進捗状況について

AMI YOSHIWARA



■仮換地について

平成25年10月に開催された第8回阿見吉原西南工区土地区画整理審議会において、換地設計(案)について承認を受けたことから、仮換地を決定しました。

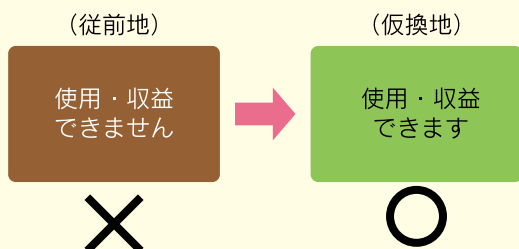
また、同審議会において南地区の都市計画道路などの公共施設の工事に必要な仮換地指定についても、承認を受けたことから、第1回仮換地指定をおこないました。

今後も仮換地指定が必要となった際には、適宜、審議会に諮り、承認を受けた後に該当する権利者の方へ仮換地指定通知書を発送します。

■仮換地指定されるとどうなるの？

1) 同時指定(×○指定) 〈法第99条第1項〉

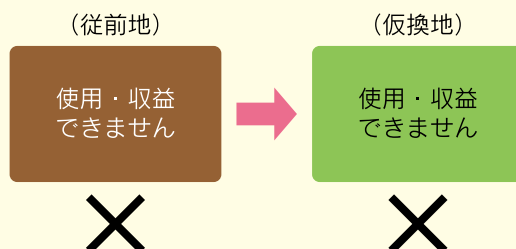
従前地の使用ができなくなるかわりに、仮換地の使用ができる状態のこと



この場合、仮換地指定の効力発生日に仮換地の使用を開始することができます。

2) 別途指定(××指定) 〈法第99条第2項〉

従前地の使用ができなくなり、かつ仮換地先も障害物等により使用できない状態のこと



この場合、仮換地の使用収益開始日は別途施行者より通知が届きます。



審議会などの実施

A M I Y O S H I A R A

■審議会などの開催状況

事業の進捗に合わせて土地区画整理審議会(協議会)などを随時開催しております。事業として共通の内容について報告等が必要な場合は東・西南工区合同での協議会も行っております。

また、『まちづくり推進協議会』も随時開催し、「地区の活性化、PR方法」や「新しい街のデザイン」などについても検討を進めていく予定です。

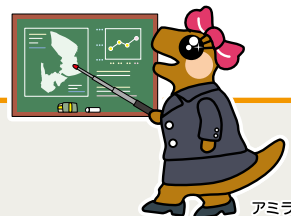
東工区審議会

第36回 協議会

平成25年5月28日(火)

西南工区と合同開催

- ・換地計画(案)の策定について
- ・保留地の公募結果について
- ・平成24年度事業報告について
- ・今年度の予定について(事業・工事) など



第29回 審議会

平成25年7月5日(金)

- ・換地設計の変更について(諮問第46号)
- ・保留地の変更について(諮問第47号)
- ・第18回仮換地指定について(諮問第48号)
- ・今年度の予定について(事業・工事) など

第37回 協議会

平成25年8月7日(水)

- ・換地計画(案)の供覧について など

第30回 審議会 第38回 協議会

平成25年10月1日(火)

- ・換地計画(案)の供覧結果について
- ・換地計画の決定について(諮問第49号)
- ・換地計画の軽微な変更の取扱いについて(諮問第50号) など

第39回 協議会

平成25年11月14日(木)

- ・換地計画(案)縦覧結果について
- ・換地処分について など



西南工区審議会

第12回 協議会

平成25年5月28日(火)

東工区と合同開催

- ・平成24年度事業報告について
- ・今年度の予定について(事業・工事) など

第13回 協議会

平成25年6月27日(火)

- ・仮換地(案)について
- ・仮換地(案)供覧の実施について
- ・土地評価基準について など

第14回 協議会

平成25年9月10日(火)

- ・仮換地(案)供覧結果について
- ・要望に対する対応方針(案)について など

第8回 審議会

平成25年10月8日(火)

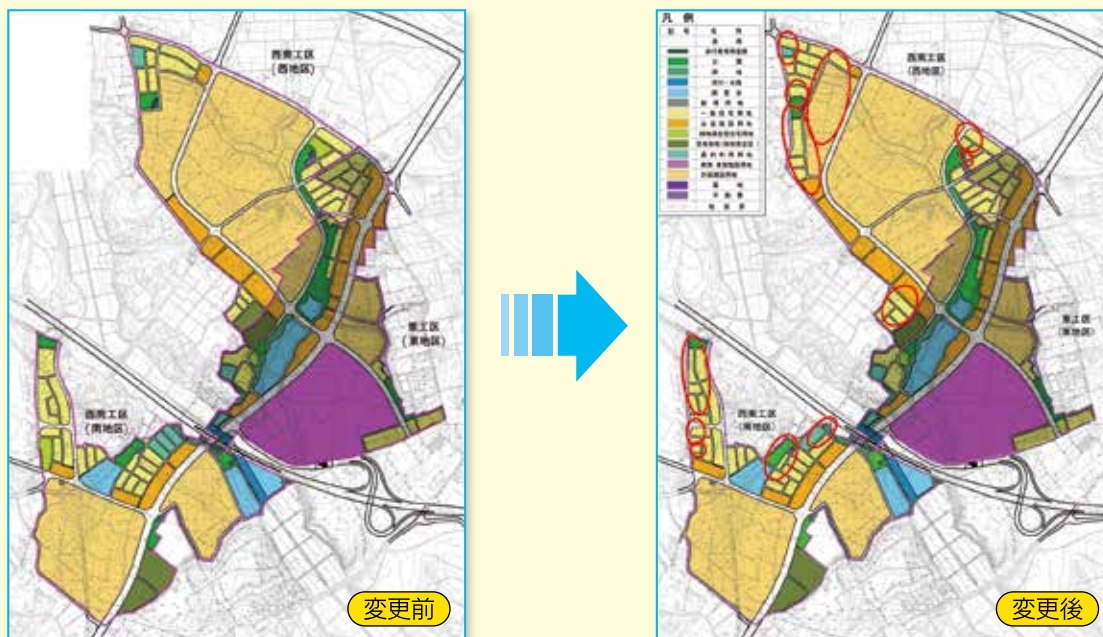
- ・換地設計の決定について(諮問第9号)
- ・保留地の決定について(諮問第10号)
- ・第1回仮換地指定について(諮問第11号) など



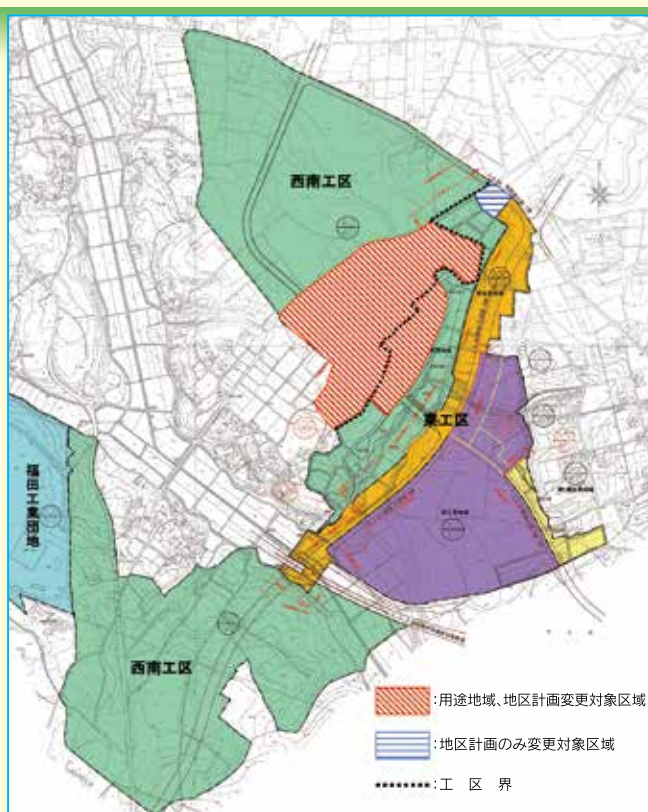
HOW TO まちづくり

A M I Y O S H I A R A

事業計画変更について



4月19日(金)と4月21日(日)に事業計画(第4回変更)(案)の説明会を開催しました。前年度の7月にも説明会を開催しましたが、その後、西南工区につきまして、皆様の土地を換地する手続きとなる本申出を行った結果による土地利用計画の変更や東工区の工事が今年度に完了することによる事業費の精査により事業計画の変更をおこないません。



用途地域変更について

10月18日(金)と20日(日)に用途地域(案)と地区計画の変更(案)の説明会を開催しました。

用途地域とは、計画的な土地利用を設定するとともに、それぞれの地域に適合した建築物を誘導していく制度です。

地区計画とは用途地域のルールを基本に地区単位できめこまやかな「まちづくりのルール」を定め、良好で個性的なまちづくりを行うための計画です。

今回は、東工区で換地処分が行われるため東工区の一部と、東工区に隣接している西南工区の一部が変更の対象エリアで、現在、都市計画変更の手续中です。



みなさまへのお願い

A M I Y O S H I A R A

【住所や氏名、権利などが変わるときにはご連絡ください】

住所や氏名、また所有権などの変更があった場合には、お手数ですが竜ヶ崎工事事務所阿見吉原地区整備課までご連絡ください。

今後、重要な通知などをお届けできなくなったり、換地上の支障が出たりすることもありますので、ご協力をお願いいたします。

また、家屋の建築を行う場合や融資などにより金融機関に提出する各種証明書が必要となった場合も、当事務所に所定の用紙をご請求ください。

◎住所が変わったとき

◎所有権などの権利が変わったとき

◎土地の分合筆などをしようとするとき*

……ご連絡ください

◎土地の形質などの変更及び建築物などの新築・増築・改築を行うとき*

地区内において、次のような建築行為などを行う場合には、土地区画整理法第76条（建築行為等の制限）の規定に基づき、阿見町長の許可が必要です。

ただし、その建築行為等が将来事業進行の障害になる場合など、許可にならないものもありますので、

事前に当事務所にご相談ください。

◆ 建築物（家屋など）や工作物（看板など）の新築、改築又は増築

◆ 盛土、切土、埋め立て等による土地の形質の変更

◆ 重量が5トンを超える物件（分割された各部分の重量がそれぞれ5トン以下となるものは除く。）の設置又は堆積

◎『仮換地証明』や『底地証明』などが必要となったとき*

……証明書交付願用紙をご請求ください ○『圏央道IC周辺市街地整備事業』ホームページからのダウンロードも可能です。

※東工区につきましては、換地処分公告の翌日から手続きや発行が不要となります。

【阿見吉原地区周辺のみなさまへ】

当地区では、宅地や施設整備に関わる様々な工事を実施しており、工事区域周辺のみなさまには大変ご迷惑をおかけしております。

工事車両の出入りなどには十分注意しておりますが、工事施工箇所及びその付近は非常に危険ですので、一般の方は立ち入らないようご協力をお願いいたします。

また西南工区でも、伐採工事や道路整備を中心に本格的に工事が始まりました！！

みなさまのご理解とご協力をお願いいたします。

【不法投棄の防止】

不法投棄を発見した方は、阿見町役場、牛久警察署または、竜ヶ崎工事事務所までご連絡ください。また不法投棄車両の車種・ナンバーなどを確認できた場合も、合わせてご連絡ください。みんなで美しい吉原地区を不法投棄から守って行きましょう。よろしく願いいたします。

●不法投棄を発見したらまずは、いつもみんなでむらなくみはれ
フリーダイヤル ☎0120-536-380
『不法投棄110番』まで



【阿見吉原のまちづくり情報を知りたい方は今すぐホームページへアクセス】

「計画の概要」や「事業新着情報」などが紹介されています！

また、『まちニュー』バックナンバーもホームページよりダウンロードできます！

阿見吉原

検索

カチッ!

▶▶▶『阿見吉原土地区画整理事業』ホームページ



大人気!
観光ガイドマップ
Vol.5
発行しました!!

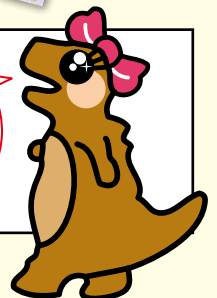
【阿見吉原のまちづくりに関するお問い合わせは…】

茨城県竜ヶ崎工事事務所
阿見吉原地区整備課

〒301-0007 茨城県龍ヶ崎市馴柴町35

TEL:0297-65-1057 FAX:0297-65-1415

アミラが
公式キャラクターに
なりました。



発行日／平成26年1月31日

印刷／八幡印刷株式会社